

平成30年度

八幡市予算書

平成30年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	9 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	1 3 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 7 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	2 1 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	2 5 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	2 9 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	3 3 頁

平成30年度

八幡市一般会計予算

平成 3 0 年度八幡市一般会計予算

平成 3 0 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,240,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		9,208,500
	1 市民税	4,144,300
	2 固定資産税	3,727,700
	3 軽自動車税	138,400
	4 市たばこ税	399,000
	5 都市計画税	799,100
2 地方譲与税		146,900
	1 地方揮発油譲与税	41,500
	2 自動車重量譲与税	105,400
3 利子割交付金		19,300
	1 利子割交付金	19,300
4 配当割交付金		63,900
	1 配当割交付金	63,900
5 株式等譲渡所得割交付金		43,284
	1 株式等譲渡所得割交付金	43,284
6 地方消費税交付金		1,131,000
	1 地方消費税交付金	1,131,000
7 ゴルフ場利用税交付金		3,500
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,500
8 自動車取得税交付金		58,900
	1 自動車取得税交付金	58,900
9 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000
10 地方交付税		3,520,000
	1 地方交付税	3,520,000
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		121,402
	1 負担金	121,402
13 使用料及び手数料		459,050
	1 使用料	421,632

(単位：千円)

款	項	金額
	2 手数料	37,418
14 国庫支出金		4,512,376
	1 国庫負担金	4,122,672
	2 国庫補助金	361,893
	3 委託金	27,811
15 府支出金		1,880,462
	1 府負担金	1,235,076
	2 府補助金	471,742
	3 委託金	173,644
16 財産収入		20,987
	1 財産運用収入	20,935
	2 財産売払収入	52
17 寄附金		1,500
	1 寄附金	1,500
18 繰入金		983,990
	1 特別会計繰入金	21,048
	2 基金繰入金	962,942
19 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
20 諸収入		303,729
	1 延滞金、加算金及び過料	15,001
	2 市預金利子	600
	3 貸付金元利収入	4,850
	4 受託事業収入	12,660
	5 雑入	270,618
21 市債		1,689,220
	1 市債	1,689,220
歳入合計		24,240,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		269,400
	1 議 会 費	269,400
2 総 務 費		2,860,000
	1 総務管理費	2,335,700
	2 徴 税 費	311,500
	3 戸籍住民基本台帳費	149,100
	4 選 挙 費	27,200
	5 統計調査費	12,500
	6 監査委員費	24,000
3 民 生 費		12,275,400
	1 社会福祉費	4,752,300
	2 児童福祉費	4,893,800
	3 生活保護費	2,628,800
	4 災害救助費	500
4 衛 生 費		1,768,100
	1 保健衛生費	625,300
	2 清 掃 費	1,131,700
	3 上水道費	11,100
5 労 働 費		7,800
	1 労働諸費	7,800
6 農林水産業費		180,100
	1 農 業 費	179,500
	2 林 業 費	600
7 商 工 費		107,600
	1 商 工 費	107,600
8 土 木 費		1,354,600
	1 土木管理費	35,000
	2 道路橋りょう費	540,100
	3 河 川 費	73,900
	4 都市計画費	513,400
	5 住 宅 費	192,200

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁舎整備事業費 (新庁舎及び敷地環境整備 基本設計等業務委託)	平成30年度から 平成34年度まで	千円 94,000
子ども・子育て支援 総合推進事業費 (子ども・子育て支援事業 計画策定業務委託)	平成30年度から 平成31年度まで	4,670

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設 整備事業	千円 18,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
上水道安全 対策事業	800	同上	同上	同上
農業用施設 整備事業	4,500	"	"	"
やわた流れ橋 交流プラザ 整備事業	2,700	"	"	"
道路等整備事業	155,700	"	"	"
都市公園等 整備事業	2,300	"	"	"
公営住宅 整備事業	10,900	"	"	"
消防施設等 整備事業	2,700	"	"	"

(つづき)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	千円 9,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合には、 その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
松 花 堂 庭 園 美 術 館 施 設 整 備 事 業	2,800	同上	同上	同上
中 学 校 施 設 整 備 事 業	2,700	〃	〃	〃
臨時財政対策債	1,110,000	〃	〃	〃
借 換 債	366,520	〃	〃	〃